

清須市緑の基本計画

〔資料編〕

目 次

1	目標の設定	1
2 - 1	計画の枠踏み	1
2 - 2	目標値の設定根拠	2
2	緑に関する施策の整理	8
2 - 1	施策の達成度評価の変更	8
2 - 2	施策の方向性および取り組み内容	10

1 目標の設定

1-1 計画の枠組み

(1) 対象区域

本計画の対象区域は、「清須市都市計画区域」である清須市全域 1,735ha とする。

(2) 目標年次

本計画の目標年次は、清須市第3次総合計画と合わせ、2034（令和16）年とする。

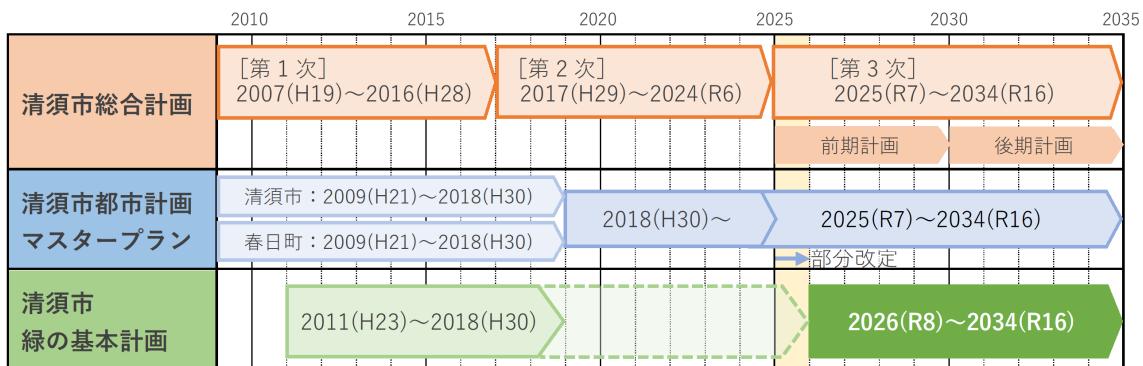
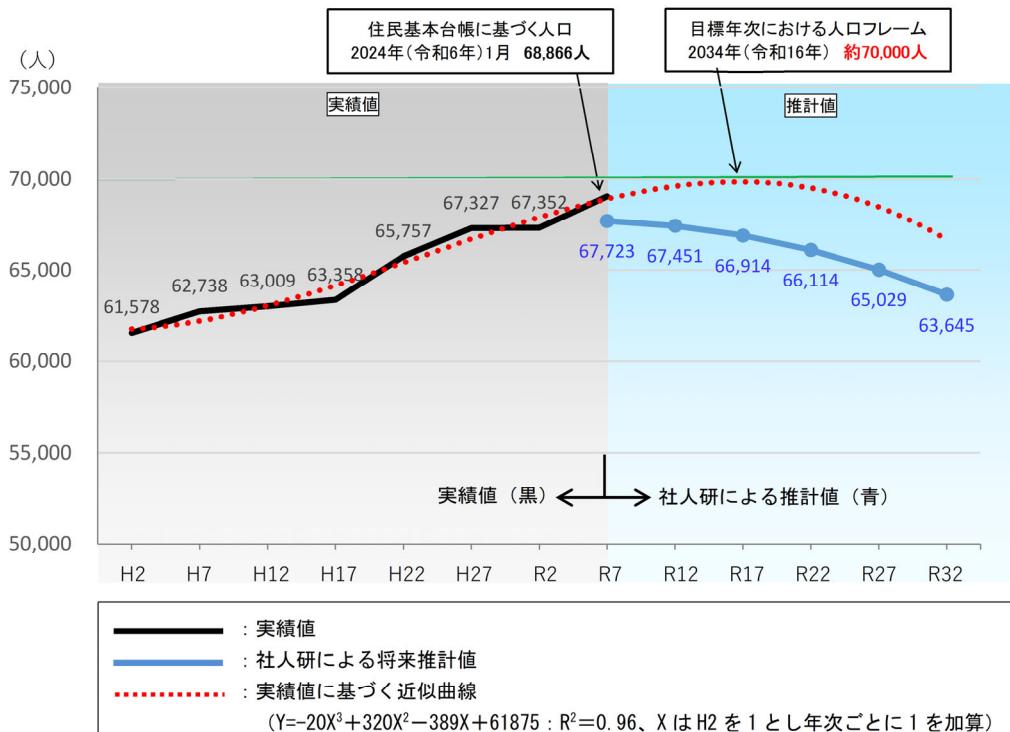


図 清須市上位計画 目標年次

(3) 将来人口フレーム

本計画の将来人口は、都市計画マスター プラン (R7 部分改定) における 2034（令和16）年の将来人口推計に基づき人口フレームを約 70,000 人と設定する。

■ 人口の推移と今後の見通し



資料：総務省「国勢調査」、清須市「住民基本台帳」、
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口2023年（令和5年）12月推計」

1 - 2 目標値の設定根拠

本計画の緑の将来像を実現するための成果目標として、以下の数値目標を設定する。

基本方針① いのち はぐくむ みどりをつくる

3つの河川を含む豊かな水と緑が持つ多様な機能を有するグリーンインフラを活用し、人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、自然災害にも強い緑のまちをつくります。

【指標1】市全域の緑地面積

- 自然と共生するまちづくりを推進するにあたっては、都市公園等を整備するとともに、河川や農地などの現存する自然の緑や社寺林などの緑地の保全が必要であることから、市全域の緑地（施設緑地＋地域制緑地）の面積を目標値として設定する。

指標	前計画策定時 (2011)	現況値 (2024)	目標値 (2034)
市全域の緑地面積	372.0ha (緑地率：21.5%)	330.1ha (緑地率：19.0%)	295ha (緑地率：約 17.0%)

(考え方)

- 『清須市都市計画マスタープラン』では、「都市・農地共生ゾーン」に指定されている2つのエリアが「住居ゾーン」または「工業ゾーン」へ転換する内容へ改定しているため、土地区画整理事業等により失われる緑地面積を減じた上で、民間活力により新たに整備する面積を加えて目標値を設定する。

(目標値の設定案)

$$330.1ha - \text{約 } 42.0ha + \text{約 } 5.0ha + \text{約 } 1.0ha = \text{約 } 294.1ha \doteq \mathbf{295ha}$$

市全域の緑地面積（2024年）	330.1ha
土地区画整理事業等により減少する農地面積	- 約 42.0ha
土地区画整理事業等で新たに整備する公園面積	+ 約 5.0ha
新たな制度を活用して確保する民間施設緑地面積	+ 約 1.0ha

【指標2】防災・減災対策の満足度

- ・自然災害にも対応できる安心、安全なまちの実現のため、公園等の防災・減災対策の満足度を目標値として設定する。

指標	現況値 (2024)	目標値 (2034)
防災・減災対策の市民満足度	26.8%	50%

(目標値の設定案)

$$26.8\% + (57.7\% \div 2.0) = 26.8\% + 28.9\% = 55.7\% \doteq 50\%$$

- ・2023年度市民満足度調査において、「防災・減災対策の推進」に対する満足度は26.8%（「満足している」4.4%、「やや満足している」22.4%の合計）に対して、不満度は12.5%（「やや不満」9.3%、「不満」3.2%の合計）となっている。公園・緑地による防災・減災対策を推進することで満足度を向上させることを目指し、「どちらでもない」と回答した57.7%の半数を「満足している」「やや満足している」に転換することとし、目標値を設定する。

基本方針② くらし はぐくむ みどりをつくる

清洲城や朝日遺跡などの歴史に支えられた緑を大切にし、誰もが快適に暮らせる、地域全体が魅力にあふれる緑のまちをつくります。

【指標3】市民一人あたりの都市公園及び都市公園等の面積

- 市民の多様なニーズに対応し、住みたい・住み続けたいまちの実現のため、都市公園や緑地の整備を促進するため、市民一人あたりの都市公園及び都市公園等の整備面積を目標として設定する。

指標	現況値 (2024)	目標値 (2034)	参考値※3
市民一人あたりの都市公園面積	3.7 m ² /人 (25.6ha)	4.5 m ² /人 (31.6ha)	3.7 m ² /人 (25.6ha)
市民一人あたりの都市公園等面積※1	8.0 m ² /人 (54.9ha)	8.7 m ² /人 (60.9ha)	7.8 m ² /人 (54.9ha)
人口	68,686 人※2	70,000 人	70,000 人

※1：都市公園等面積は、都市公園と公共施設緑地の合計面積

※2：人口は、2024年4月1日時点の人口（68,686人）で算出

※3：参考値は、現況の整備面積で、将来推計人口を除した値

（考え方）

- 都市計画公園・緑地の未整備区域の整備と、都市計画マスターplanで想定されている宅地開発に伴う緑地整備面積を加えて目標値を設定する。

（目標値の設定案）

$$25.6\text{ha} + 1.0\text{ha} + 5.0\text{ha} = 31.6\text{ha}$$

都市公園面積（2024年）	25.6ha
土地区画整理事業等で新たに整備する公園面積	- 約 1.0ha
都市計画公園の未整備面積のうち、整備完了を目指す面積	+ 約 5.0ha

参考：市民一人あたりの都市公園面積別の都市公園の整備面積

	市民一人あたりの都市公園面積				
	4.0 m ² /人	5.0 m ² /人	6.0 m ² /人	7.0 m ² /人	8.0 m ² /人
都市公園の整備面積	28.0 ha	35.0 ha	42.0 ha	49.0 ha	56.0 ha
整備が必要な公園面積	2.4 ha	9.4 ha	16.4 ha	23.4 ha	30.4 ha

【指標4】公園等の維持管理の満足度

- 現在ある公園や緑地の維持管理の質を高め、住民の満足度の向上を図る、公園等の維持管理の満足度を目標値として設定する。

指標	現況値 (2024)	目標値 (2034)
公園等の維持管理の満足度	15.8%	45%

(考え方)

- 市民アンケート調査より「公園や緑地の維持管理」の評価を、数値目標として設定する。

(目標値の設定案)

$$15.8\% + (57.1\% \div 2.0) = 15.8\% + 28.6\% = 44.4\% \doteq 45\%$$

- 本計画で実施した市民アンケート調査の結果において、公園等の維持管理に対する満足度は 15.8%（「満足」3.5%、「やや満足」12.3%の合計）となっている。今後は、公園・緑地を整備するだけでなく、適正に維持管理していくことが必要であるため、「普通」と回答した 57.2%の半数を「満足」「やや満足」に近づけることを目指すこととし、目標値を設定する。

基本方針③ こころ はぐくむ みどりをつくる

誰もが健やかに暮らし、子どもたちの成長を地域で見守る環境づくりを通して、誰もが笑顔でいっぱいになる緑のまちをつくります。

【指標5】緑の活動に参加する市民の割合

- 持続可能な緑のまちづくりのため、緑に対する活動への意欲向上を図るため、緑に関する活動に対する参加意欲を目標として設定する。

指標	現況値 (2024)	目標値 (2034)
緑の活動の継続意向	33.6%	45%

(考え方)

- 市民アンケート調査より「緑を守り、増やす活動についての今後の継続意向や参入意欲」の回答を、数値目標として設定する。

(目標値の設定案)

$$33.6\% + (20.8\% \div 2) = 33.6\% + 10.4\% = 44.0\% \approx 45\%$$

- 本計画で実施した市民アンケート調査の結果において、緑に関する活動について「今後も活動を続けたい」と回答した割合は 33.6%、「新たに活動を始めてみたい」と回答した割合は 20.8% となっている。緑に関する活動に参加する市民を増やすため、「新たに活動を始めてみたい」と回答した 20.8% の半数が活動に参加することを目指し、目標値を設定する。

【指標6】都市公園を利用したイベント等の実施件数

- ・緑の空間を活用した人や地域のつながりの拡充を目指し、都市公園を利用して行う地域の活動、イベントのため、行為許可が承諾された件数を目標として設定する。

指標	現況値 (2024)	目標値 (2034)
都市公園行為許可件数	62 件	100 件

(考え方)

- ・過去 10 年間の年ごとの都市公園行為許可件数を把握し、10 年後の許可件数を目標値として設定する。
- ・公園を利用した活動、イベントのため都市公園行為許可を申請し、承認を得た件数を指標とする。

(目標値の設定案)

$$\underline{62 \text{ 件} + 40 \text{ 件} = 102 \text{ 件} \approx 100 \text{ 件}}$$

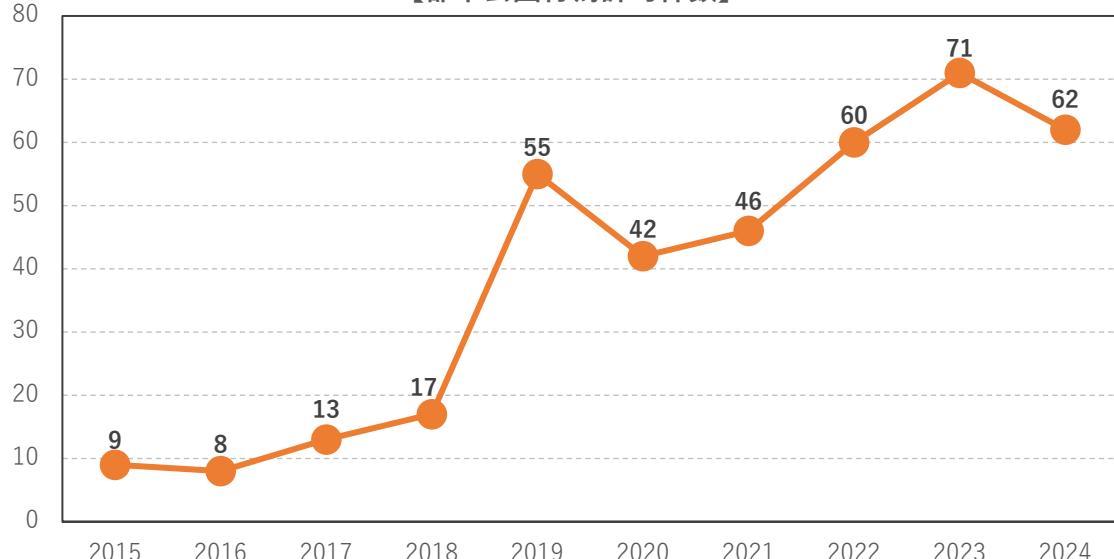
- ・地域の活動やイベント実施のため都市公園行為許可を出した件数は、2015 年から年々増加傾向となっており、直近の 5 年間 (2020-2024) では 20 件増加している。今後も市民による公園を利用した活動、イベントを拡充させていくため、都市公園行為許可件数を 10 年間で 40 件伸ばすことを目指し、目標値を設定する。

参考：直近 10 年間の都市公園行為許可件数※

指標	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
都市公園行為許可件数	9 件	8 件	13 件	17 件	55 件	42 件	46 件	60 件	71 件	62 件
(はるひ夢の森公園)	—	—	—	—	(13 件)	(8 件)	(12 件)	(19 件)	(15 件)	(9 件)

※保存期限の問題により、2015 年-2018 年は「はるひ夢の森公園」の行為許可件数を除く。

【都市公園行為許可件数】



2 緑に関する施策の整理

2-1 施策の達成度評価の変更

施策の達成度評価の第1回策定委員会からの変更点を以下に示す。

※変更箇所

基本方針	主要施策	取組状況と今後の課題	評価
基本方針① 時をつなぐ緑を守る	施策1 歴史遺産の緑地の保全	・清洲城一帯の緑化保全に努めており、今後も継続的な保全が必要。	B
		・貝殻山貝塚は県の「あいち朝日遺跡ミュージアム」と連携して活用。	A
		・美濃街道の景観形成の取組みとして、新川橋橋詰ポケットパークを整備・五条橋左岸の緑化保全に努めている。今後はまちづくりと連携して景観形成手法の検討が必要。	D→B
	施策2 自然環境の保全	・水辺の自然の保全については、NPOや庄内川河川事務所等と連携し、小学生の自然環境を学ぶ環境学習会を開催、水生生物調査等を実施。	A
		・流域間の交流促進として、自治体間で連携して河川環境に関わる活動は積極的に支援している。今後も継続的な活動が必要。	B
		・多様な生物が暮らせる環境づくりとして、水生生物調査や水質調査等を実施しているが、具体的な環境づくりの活動には至っていない。	D
	施策3 樹木・樹林地の保護	・保存樹木や保存樹林地の指定はできないが、「あいち森と緑づくり事業」により公共施設や民間緑地の保護や啓発を実施。	B
		・樹木・樹林地を保護する仕組みづくりはできないため、社寺林や屋敷林等を調査し、保護すべき樹木・樹林地の保全手法の検討が必要。	D
		・樹木・樹林地に親しむ機会として、庄内川水防センターの朝市等において、間伐材等を利用した環境学習や工作を実施。今後も継続が必要。	A
	施策4 農地の保全	・今ある農地を守るため、生産緑地の追加指定の検討を行ったが、追加指定しない方針となり、農地の買取りの実績もない。	D
		・農地が持つ緑の景観を保全するため、農地転用の際は、周辺農地への影響を市農業委員とともに、意見交換に努めている。	B
		・農業文化を継承するため、市民農園・レジャー農園をより使いやすくするため、各農園の通路を整備している。	B
基本方針② 活気あふれる緑を創る	施策5 水辺空間の整備	・自然を活かした庄内川の緑地整備として、水辺の散策路の整備完了。	A
		・新川の水辺空間整備として、河川環境美化推進協議会の活動を支援。	A
		・五条川の河川整備として水辺の散策路を整備。	B
	施策6 公園緑地の整備	・公園緑地を整備するため、区画整理事業の公園や未整備公園を整備。	B
		・防災パーゴラ、かまどベンチなどの防災機能を有する施設を市内の3箇所の公園に整備。	D→B
		・地域ニーズを反映した公園再整備を進めており、今後も継続的に実施。	A
	施策7 公園緑地の適正な維持管理	・地域による公園緑地の維持管理として、自治会による管理を実施。	B
		・公園施設の適正な管理・改修は長寿命化計画に基づき計画的に実施。	B
		・緑の再利用は、西枇杷島緑地での除草の堆肥化を実施しており、今後も全市的な取組を推進することが必要。	D→B
	施策8 公共施設の緑化の充実	・先導的な緑化推進としてクリーンエネルギー導入や緑のカーテンを推進。今後も地球温暖化対策実行計画と連携してまちづくりGXを推進。	B
		・学校等の公共施設緑化として、学校内の花壇、ビオトープ整備を推進。	B
	施策9 駅周辺の緑化の充実	・駅周辺の緑化として、新清洲駅北土地区画整理事業で整備した駅前広場及び都計道に植樹帯を整備。今後もまちづくりと連携した緑化が必要。	A
		・新清洲駅前のロータリーの市民協働による植栽帯管理を実施。今後もまちづくりと連携した市民参加手法の検討が必要。	D→B
	施策10 遊休農地の活用	・遊休農地を活用した農業体験として、市内の農地を市民農園などのために借用し、希望者に貸し出している。	B
		・遊休農地を活用した景観形成については、遊休農地の増加面積が著しく多く、市民協働で活用できる見込みがなく、手法の検討が必要。	D

【達成度評価】A：実施済み、B：一部実施・事業中、C：計画中・検討中、D：未実施・未検討

基本方針	主要施策	取組状況と今後の課題	評価
基本方針③ まちをつなぐ緑を創る	施策 11 水辺の散策路の整備	・自然環境あふれる庄内川の散策路整備を実施して完了。 ・新川の散策路整備を実施して完了。	A D→A
		・五条川の散策路整備は完了し、水辺の散策路として利用されている。 ・散策路の利用を促進する取組として、案内板整備や河川環境美化活動を支援。市内3河川の散策路を活用したウォーキング大会「清須ウォーク」を開催。清洲城周辺のレンタサイクル事業を、令和7年以降に市内周遊型観光に拡大し、レンタサイクル基地局を増設予定。	A A
	施策 12 歴史のネットワークの整備	・歴史遺産をつなぐルートの整備として、清洲城とあいち朝日遺跡ミュージアムをつなぐ遊歩道を整備。 ・美濃街道沿道の緑化推進は取組みができていないが、地域間の交流促進として、ガイドボランティアによる活動を継続して実施中。	A B
	施策 13 コミュニティ道路等の整備	・緑あふれる道づくりは、具体的な取組みがなく、今後の検討が必要。 ・人にやさしい道づくりとして開水路暗渠化による歩道整備等を実施。 ・災害に強い道づくりとして、ブロック塀撤去の支援などを実施。	D B B
	施策 14 街路樹の適正な維持管理	・街路樹の適正な維持管理について、樹木剪定等を実施、アダプト・プログラム活動団体と協働による除草、草花の手入れ等を実施。 ・計画的な街路樹の更新はできてなく、ガイドライン等の作成が必要。	A D
基本方針④ 緑を育てる人を創る	施策 15 緑の学習活動 ・啓発事業の推進	・緑に関する人材育成は講座などの開催実績は無く、手法の検討が必要。 ・子どもたちへの緑の環境学習活動として、小学校内のビオトープ整備の実施や、庄内川でのNPO主催の環境学習を実施。今後も継続必要。	D A
	施策 16 市民協働による緑化の推進	・アダプトの輪を広げ参加者間の交流促進のため、市HPや広報誌にて情報発信や協力団体の募集、意見交換会を実施。今後も継続的に実施。 ・ボランティアによる緑化活動を支援するため、毎年活動資材を配布。	B B
	施策 17 植栽活動の推進	・企業敷地において、あいち森と緑づくり事業を活用し、植栽活動ができる場の情報提供、緑のまちづくりに参加する機会を提供。 ・小中学校で「カワラナデシコ」の苗を配布し、花に接する機会を提供。 ・市の木、花の普及促進として、緑の基金を活用した苗木配布を実施。 ・庄内川流域自治体と連携した環境学習実施により流域間交流を推進。	A A A A
		・事業者の緑化の取組みに対する積極的な支援ができていない。 ・開発等に関する指導要綱に基づく事業者や工場の緑化推進に留まっており、壁面緑化、屋上緑化の推進など積極的な緑化推進はできない。 ・道路緑化の推進に関する具体的な取組はなし。推進方法の検討が必要。	D D D
	施策 19 緑化指導の推進	・開発に伴う緑化指導の実施、用途地域の緩和に併せ、地区計画を策定し、その地区に応じて適正に土地利用が図られるよう誘導を実施。	B
	・市HPや広報誌にて、活動内容の周知や美化ボランティア会員の募集を行い、緑化活動の促進に向けた情報提供を推進。 ・アダプト・プログラム活動団体間の情報共有を毎年1回実施し、緑化活動を推進するための支援を実施。 ・国・県などの連携協力による緑化活動を推進するため、補助金の確保に向け調整を実施。 ・緑化活動に携わる環境整備については具体的な取組なし。	B B B D	
	施策 21 緑の情報発信と共有	・アダプト・プログラム活動団体間の情報共有を毎年1回実施し、緑化活動の輪を広める情報を提供。 ・みずとぴあ庄内における花の開花状況などを市HPにて情報提供を実施し、緑の関心を高める情報を提供。 ・緑の魅力についての情報提供の具体的な取組なし。	B A D

【達成度評価】A：実施済み、B：一部実施・事業中、C：計画中・検討中、D：未実施・未検討

2-2 施策の方向性および取り組み内容（1/3）

【継続】：前計画から施策の方針および取組みを継続する項目

【更新】：前計画から継続する施策の方針に、新たな取組みを追加する項目

【新規】：本計画で新たな施策の方針、取組みをする項目

施策の方向性および取組内容（基本方針①）

現行計画から変更・追加

①いのち はぐくむ みどりをつくる：3つの河川を含む豊かな水と緑がもつ多様な機能を有するグリーンインフラを活用し、人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、自然災害にも強い緑のまちをつくります。

基本方針	施策の方向性	具体的な施策の方針	具体的な内容（説明文）	想定される取り組み内容	担当課	現行計画との関係
いのち はぐくむ みどりをつくる	1) 人と自然が共生する 水と緑の ネットワーク	1-1 河川環境を軸とした生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> 庄内川、新川及び五条川などの水辺空間は、動植物の生息域となっていることから、植生回復、植樹及び清掃活動を推進し、生物多様性の保全に努めます。 河川環境の保全は流域一帯で考える必要があります。本市では、庄内川上流域の市町と交流・連携し、また、清須市庄内川水防センター（みずとぴあ庄内）においても流域市町による活動が展開されていることから、今後も河川環境の保全に努めます。 河川が有している生物の生息・生育・繁殖環境や多様な河川風景を保全・創出するため、河川管理者と連携し、河川敷の整備を進めます。整備する際は、利用する市民の声を反映し、「多自然川づくり」を目指します。 地域の生態系に配慮した整備・改修（在来種による植栽など）に努めると共に、外来種対策を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境及び景観に配慮した「多自然川づくり」の検討 「水辺の緑の回廊事業」 NPOや庄内川河川事務所と連携し、水生生物調査や水质調査などを継続的に実施 外来種侵入の危険性に関する講習会の開催などによる外来種対策の推進 	都市計画課 土木課 生活環境課	【更新】 《2-1》 《2-3》 (追加)
		1-2 自然とふれあえる水辺環境の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 庄内川・新川・五条川の水辺の散策路は、日常的に自然とふれあえる水辺環境として多くの市民に利用されているため、国土交通省の「かわまちづくり支援制度」なども活用しながら、今後も適正な環境整備・維持管理を行い、水辺環境の利用促進を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 清須市河川環境美化推進協議会の河川環境美化活動の支援 「清須ウォーカー」など、市民の健康増進イベントの継続 水辺の散策路を活用した市内周遊型観光の推進 	企画政策課 生活環境課 スポーツ課 産業課	【継続】 《5-2》 《11-4》
		1-3 良好的な自然環境及び樹木・樹林地の保全	<ul style="list-style-type: none"> 社寺林や屋敷林などを調査して保護する樹木や樹林地を指定し、銘板の設置やリストを作成するなど情報発信を行います。 愛知県の「あいち森と緑づくり事業」などを活用しながら、良好な自然環境や保護すべき樹木・樹林地の保全に努めます。 樹木・樹林地の所有者の維持管理に関する負担を軽減するため、地域で維持管理する仕組みづくりや、緑化条例などについて検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護する樹木・樹林地を指定 銘板の設置、指定した樹木のリスト作成などの情報発信 緑化条例などの検討 	都市計画課	【更新】 《3-1》 《3-2》 (追加)
		1-4 道路空間の緑化推進	<ul style="list-style-type: none"> 道路の歩道部や中央分離帯などの緑化は、ヒートアイランド現象の緩和効果や沿道の景観形成に重要な役割を果たすため、新たに整備を行う道路については、地域特性に応じた適切な樹種選定による緑化を推進します。 ウォーカブルなまちづくりを推進するために、歩行者優先の考え方で整備するコミュニティ道路などでは、地域のランドマークとなる花壇やシンボル樹木の植栽、ポケットパークの整備など、潤いある歩行者空間の創出に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性に応じた道路緑化の整備 ポケットパークや休憩スペースの整備 	都市計画課	【継続】 《13-1》 《13-2》 《18-3》
	2) 環境負荷が小さく 循環型社会に寄与する 緑の保全と活用	2-1 都市農地の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理機構制度などを活用した、防災機能などを持つ優良農地保全、遊休農地の解消、地域農業の活性化、農業文化の継承を図ります。 市街化区域内で農作物を生産する基盤となる農地を生産緑地として保全します。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民農園、レジャー農園の整備支援 農地中間管理事業の活用 優良農地保全による農地景観の保全 	産業課 都市計画課	【更新】 《4-1,2,3》 《10-1,2》 (追加)
		2-2 街路樹の適正な維持管理・計画的な更新	<ul style="list-style-type: none"> 美しい道路景観の形成を目指し、街路樹としての役割や機能を保持するため、樹木の育成管理の徹底と適正な維持管理に努めます。 街路樹と周辺の雑草なども合わせて管理し、魅力ある景観の創出に努めます。 アダプト・プログラムなどを活用し、市民と協働して道路空間の美化、緑化推進に取り組みます。 季節感を演出する道路緑化、延焼を抑制する効果が高い樹種の選定など、景観や防災などの視点から計画的な街路樹の更新を図ります。 倒木や落枝の危険性のある樹木を見逃さないため、街路樹更新ガイドラインを作成し、基準に基づいた街路樹の更新を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 街路樹の育成管理および維持管理の継続 市民と協働した街路樹の維持管理 街路樹の継続的な点検 街路樹更新ガイドラインの作成 	都市計画課 企画政策課	【更新】 《14-1》 《14-2》 (追加)
		2-3 気候変動や循環型社会に対応した緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光や風力などのクリーンエネルギーの導入、緑のカーテンなどの環境負荷を軽減する活動を推進し、気候変動対策や遮熱対策など環境に配慮した緑化保全活動を推進します。 公園緑地や街路樹の維持管理で生じる落ち葉や剪定枝、除草後の草などはごみとして焼却処分せず、堆肥などへ有効活用し、循環型社会に貢献します。 	<ul style="list-style-type: none"> 「清須市地球温暖化対策実行計画」と連携した取組み 緑のカーテンなどの環境負荷軽減対策の推進 ヒートアイランド現象の緩和や熱ストレストレスの低減 除草の堆肥化 	都市計画課 生活環境課 財産管理課	【新規】 《7-3》 《8-1》
	3) 安全で安心に 暮らせる災害に強い 緑のまちづくり	3-1 公園などの防災・減災機能の強化・拡充	<ul style="list-style-type: none"> 公園そのものの防災機能を評価し、災害時の公園活用手法を検討し、適正な防災機能を有した公園の整備、充実を図ります。 一部の公園内に雨水貯留機能のための調整池を整備を整備するなど、公園や緑地が持つ防災・減災機能を活用したグリーンインフラの取組みを推進します。 指定緊急避難場所に指定されている公園は、防災倉庫や耐震性貯水槽などの防災施設を併設し、防災・減災機能の強化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 雨水貯留機能のための調整池の整備 指定緊急避難場所指定の公園が有する防災機能の評価 適正な防災機能を有した公園の整備 	危機管理課 都市計画課 上下水道課	【新規】 《6-2》
		3-2 災害に強いみちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路など幹線道路は、災害時に有効な防火性の高い樹木の植栽帯を設置することで、延焼遮断帯としての機能を有する緑化を行い、災害に強いみちづくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 延焼遮断帯としての機能を有する道路の整備 避難経路としての機能拡充 	都市計画課 危機管理課 土木課	【継続】 《13-3》
		3-3 安心して利用できる公園づくり	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設を長く安全な状態に保ち、誰もが安心して利用できる空間とするため、公園施設長寿命化計画に基づき、各施設に合わせた改善を行い、安心して利用できる公園づくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の改修 遊具や休憩施設の適正な定期点検の実施 	都市計画課	【継続】 《7-2》

施策の方向性および取り組み内容（基本方針②）

②くらし はぐくむ みどりをつくる：清洲城や朝日遺跡などの歴史に支えられた緑を大切にし、誰もが快適に暮らせる、地域全体が魅力にあふれる緑のまちをつくります。

基本方針	施策の方向性	具体的な施策の方針	具体的な内容（説明文）	想定される取り組み内容	担当課	現行計画との関係
くらし はぐくむ みどりをつくる	4) 歴史遺産の 緑の保全と活用	4-1 清洲城一帯の緑の保全・拡充	・清洲城を中心に清洲公園、清洲古城跡公園及び清洲城広場などが整備され、市民の憩いの場、レクリエーションの場として利用されています。これらの緑地を保全すると共に、緑地に接続する道路や周辺施設の緑化など、緑の拡充を進めます。	・継続的な緑化保全活動と適正な樹木管理 ・清洲城周辺施設の緑化の推進	産業課	【継続】 《1-1》
		4-2 美濃街道の景観形成と歴史遺産をつなぐネットワーク整備	・美濃街道沿道の沿道緑化などを進め、美濃街道の景観形成に努めます。 ・市内各所の歴史遺産をつなぐ環境整備として、レンタサイクルの増設に合わせた休憩スポットの整備や沿道緑化などに取り組みます。	・美濃街道の沿道緑化などによる景観形成 ・美濃街道ガイドボランティアによる地域間交流の促進 ・歴史遺産をつなぐルートの環境整備の推進 ・美濃街道沿線の他自治体との連携を推進	土木課 都市計画課 企画政策課 生涯学習課 産業課	【継続】 《1-3》
		4-3 朝日遺跡（史跡貝殻山貝塚）の保全・活用	・国の史跡貝殻山貝塚は、貝殻山貝塚資料館として整備され、2020（令和2）年に「あいち朝日遺跡ミュージアム」がオープンしました。今後も県と連携して遺跡公園としての活用を継続し、歴史に関連したイベントや体験学習などを通じて、歴史遺産の保全・活用を推進します。	・愛知県と連携した史跡の保全と活用 ・歴史遺産をつなぐネットワーク整備との連携	生涯学習課	【継続】 《1-2》
	5) 魅力あふれる 緑の空間づくり	5-1 多様なニーズに対応した公園緑地の整備・拡充	・公園緑地の整備・拡充にあたっては、今後、土地区画整理事業などで生み出される用地を活用した街区公園の新設、都市計画決定して未供用になっている公園緑地を中心に進めます。 ・公園緑地を整備する際は、市民とのワークショップなどを開催し、それぞれの公園に求められる機能を把握した上で、地域の多様なニーズに対応した公園整備を進めます。 ・体の不自由な方や高齢者の方も安心して誰もが利用しやすいように、バリアフリーやインクルーシブに配慮した公園緑地づくりを行います。	・未整備・未供用公園緑地の見直し検討 ・ワークショップなどによる市民参加型公園づくりの推進 ・地域の多様なニーズに対応した公園緑地の整備・拡充 ・「ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり（都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン）」に基づいた公園づくり	都市計画課	【更新】 《6-1》 《6-3》 (追加)
		5-2 魅力を高める公園緑地の再生・再整備	・都市緑地法などの改正により、民間事業者などとの連携・協働による都市公園の整備・管理が可能になったことから、包括施設管理制度なども活用しながら官民連携手法の積極的な活用・導入を推進します。	・「設置管理許可制度」や「公募設置管理制度（Park-PFI）」などの官民連携手法の導入	都市計画課	【新規】
		5-3 公共施設の緑化推進	・校舎周辺などのスペースを活用した花壇を設置し、四季折々の花を育てることで花への愛着を高めます。 ・緑のカーテンなどの壁面緑化を推進し、公共施設の緑化を進めると共に、緑がもつ機能の啓発を図ります。	・学校や保育園への花苗や苗木の提供 ・植栽活動を行うための活動資材の支援 ・学校や保育園、庁舎などの公共施設の緑化推進	学校教育課 児童保育課 都市計画課 財産管理課	【継続】 《8-2》
		5-4 駅周辺の緑化推進	・市の玄関口である鉄道駅周辺について、持続可能な都市づくりを目指す上で、拠点性を向上し、商業機能などにぎわいづくり、良好な景観形成が求められます。駅前広場、鉄道沿線及びアクセス道路などの景観整備や居心地の良い環境整備、緑化推進を図ります。	・官民連携によるグリーンインフラ活用型の都市づくり ・駅周辺の事業者による緑化推進、環境整備の働きかけ	都市計画課	【継続】 《9-1》 《9-2》
		5-5 民有地緑化の推進による緑の空間の創出	・工場などで企業緑地として整備されている敷地の一般開放を推進し、企業緑地を地域の緑の一部として地域のイベント時などに活用します。 ・民間事業者への積極的な働きかけを行い、民間主体による自発的な緑地の保全・整備の推進を図ります。	・市民緑地認定制度を活用した民有地緑化の推進 ・緑の担い手として民間主体を公的に指定する緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度の活用	都市計画課	【新規】
	6) みんなでつくる 緑の仕組みづくり	6-1 官民連携による公園緑地の活性化	・身近な公園の質の向上を目指して、公園緑地の適正な管理運営手法を検討し、民間事業者や地域住民と協働した公園緑地の維持管理の仕組みづくりを行います。	・指定管理者制度を活用した民間事業者や地域のボランティアによる維持管理活動 ・公園の活性化に関する協議会の設置	都市計画課	【新規】 《7-1》
		6-2 公園DXによる効率的な管理運営	・市民が主体的に公園の管理・改善に関わることのできる市民参加型のデジタルプラットフォームを導入し、効率的に公園利用状況の情報を収集することで、市民の意向を反映した公園の改善に努めます。	・公園DXによる公園管理方法の検討 ・市民参加型デジタルプラットフォーム導入の検討	都市計画課	【新規】

施策の方向性および取り組み内容（基本方針③）

③ こころ はぐくむ みどりをつくる：誰もが健やかに暮らし、子どもたちの成長を地域で見守る環境づくりを通して、誰もが笑顔でいっぱいになる緑のまちをつくります。

基本方針	施策の方向性	具体的な施策の方針	具体的な内容（説明文）	想定される取り組み内容	担当課	現行計画との関係
こころ はぐくむ みどりをつくる	7) 笑顔をつなぐ 緑のまちづくり	7-1 緑に関する情報発信と普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 花や緑の育て方や緑のイベントに関する情報が市民全体に広がり、伝わることで更なる活動につながるような情報を提供します。 花苗を植付けて水やりや草取りなどの維持管理スペースの提供など、緑化活動の促進に向けた支援制度について情報を提供します。 市民が樹木・樹林地に关心を持ち、親しむきっかけづくりを進めるための環境学習などの普及・啓発活動に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑のイベント情報の見える化、市のHPなどの情報発信 ボランティアなどの緑化活動における支援制度の情報発信 	都市計画課 生活環境課 企画政策課	【継続】 《20-1》 《21-1,2,3》
		7-2 アダプト・プログラムの拡充	<ul style="list-style-type: none"> アダプト・プログラムの普及啓発を進め、活動場所への看板設置など様々ななかたちで情報を発信します。 アダプト参加者による交流会、アダプトで育てた花や緑のコンクールなど、アダプトの活動を活性化し、機運を高めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 市の広報、HPを活用した情報発信・普及啓発 協力団体などの募集、各学校、団体との調整 活動団体による意見交換会、交流会 	企画政策課	【継続】 《16-1》 《16-2》 《16-3》
		7-3 緑化活動への参加機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校などに市の苗を配布や、植樹イベントの開催など、子どもたちの花や木に接する機会を増やし、緑に対する意識を高めます。 あいち森と緑づくり事業による補助制度など、財政的支援の活用をはじめ、公共スペースにおける管理者との連携など、国・県などの関係機関との連携・協力を強化し、多様な主体が連携できる緑化活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校への花の配布、植樹イベントの開催 あいち森と緑づくり事業による補助制度の活用 	都市計画課 産業課 企画政策課	【継続】 《17-1,2,3,4》 《20-2,3》
		7-4 緑化イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> 企業と連携・協力した農業体験や、緑化フェアの開催など、新規緑化イベントの開催を検討します。 市民団体の緑化活動や緑のまちづくりに関する取組みを取り上げ、表彰や支援などをする緑化コンクールを開催し、市民の緑に対する環境意識の向上に繋げます。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑化フェアなどの新規緑化イベントの開催 緑化コンクールの開催 	都市計画課	【新規】
	8) 地域をつなぐ 緑のまちづくり	8-1 民間事業者などによる緑に関する活動・事業の支援	<ul style="list-style-type: none"> 企業敷地において、あいち森と緑づくり事業などを活用し、民有地の緑地整備、緑化推進を図ります。 ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、民間事業者などによる生物多様性の増進のための活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 「優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）」の普及・啓発 「生物多様性増進活動促進法」（2024年4月公布）に基づく認定制度の普及・啓発 	都市計画課	【更新】 《18-1》 (追加)
		8-2 緑化指導の推進地区計画などによる土地利用の誘導	<ul style="list-style-type: none"> 「清須市宅地開発等に関する指導要綱」に基づき、緑化の推進に向けて適正な緑化指導を推進します。 用途地域に合わせた地区計画の制定などを検討し、適正な土地利用の誘導に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 「清須市宅地開発等に関する指導要綱」に基づいた緑化指導 用途地域の緩和に併せた地区計画の策定 	都市計画課	【継続】 《18-2》 《19-1》 《19-2》
	9) 未来につなぐ 緑のまちづくり	9-1 緑に関する人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 公園緑地の維持管理や緑の知識習得に関する講座など、市民ニーズにあった多様な講座を開催して、緑の管理を自らでも行っていく意識を促進させるとともに、緑に関する人材を育成します。 また、市内の4つの小学校では、みどりの少年団が結成されています。緑の募金活動などを通じて、未来の子どもたちのための森づくり・豊かな感性や人間性をはぐくむ人づくりに活かします。（追加） 	<ul style="list-style-type: none"> 緑地の維持管理方法に関する講習会の開催 座学型、体験型など市民ニーズにあった多様な講座の開催方法を検討 	都市計画課	【更新】 《15-1》 《20-4》 (追加)
		9-2 子どもたちへの緑の環境学習活動	<ul style="list-style-type: none"> 次代を担う子どもたちのために、学校内にビオトープの整備、水生生物などを観察するための水槽の設置など、生物を観察するための環境整備に取り組みます。 ビオトープ、樹林地、農地などを活用して、水と緑にふれあう学習機会や学校などへの出前講座などを実施して、子どもたちへの緑の環境学習活動を充実します。 市内公立幼稚園および保育園において、さつまいも、宮重だいこん生育体験事業を実施し、児童たちへの緑の環境学習活動を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> NPO開催の環境学習などの充実 ビオトープ、樹林地、農地など、多様な緑を活用した環境学習活動を実施 さつまいも、宮重だいこん生育体験を通じた環境学習活動を実施 	学校教育課 都市計画課 児童保育課	【継続】 《3-3》 《15-2》
		9-3 水辺の環境学習活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 河川の自然環境にふれ、保全する意識を高めるため、河川敷を活用した体験型の環境学習活動をはじめ、様々な活動に取り組みます。 流域内の交流を更に促進するため、流域内で取り組む活動などを積極的に支援して、将来に向けて河川環境を保全します。 	<ul style="list-style-type: none"> NPOや国土交通省庄内川河川事務所などとの連携 流域間交流を継続的に実施 水辺環境を活用したイベントの運営支援 	都市計画課	【継続】 《2-2》 《17-5》
		9-4 緑化重点地区における緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市全域を緑化重点地区として定め、各地域の特性を活かしながら、公園緑地の整備や市民緑地認定制度を活用した緑化を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民緑地認定制度を活用した緑化の推進 	都市計画課	【新規】